## 令和2年6月12日

一般社団法人日本臨床歯科CADCAM学会 選挙管理委員長 千葉 崇

## 公示

一般社団法人日本臨床歯科CADCAM学会役員選挙規則に基づき、理事及び監事について役員選挙を行う。

記

- 1. 選挙の目的は任期満了に伴う理事及び監事の選出である。
- 2. 選出理事数は定款 18条に基づき、理事 3名以上 9名以下とする。
- 3. 選挙の期日は令和2年6月29日(月)とし、今回は新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止のためweb上での選挙を実施する。
- 4. 立候補の届出は、役員選挙規則第30条に従って行う。
  - (立候補の届出及び辞退)第30条 立候補者は、その氏名、生年月日、住所又は 診療する場所、名称、略歴並びに立候補の趣意書を添え、推薦者1名以上の 署名押印ある推薦書と本人の承諾書を添えて、選挙日の10日前までに選挙 管理委員会事務局に届出なければならない。

- 2. 立候補を辞退したときは、速やかに当法人に文書をもって届出なければならない。
- 3. 前2項に該当する届出は、FAX、またはデジタルメディア、あるいは 電子メールに添付して提出する事が出来るものとする。
- 5. 選挙人は役員選挙規則第6条に従って行う。

## (選挙権)

第6条 定款第6条に定める社員が、選挙権を有する。

6. 期日前投票は、役員選挙規則第17条に従って行う。

## (期日前投票)

- 第17条 選挙当日、やむをえない事情によりwebでの参加ができない選挙権者 は期日前に投票することができる。
  - 2. 前項による場合、選挙権者は選挙管理委員長に期日前投票の意思を連絡後、選挙管理委員長に指示された方法により投票するものとする。 但し、選挙前日までに指定の方法にて受理出来ないものについては、いかなる場合でも無効とする。

以上